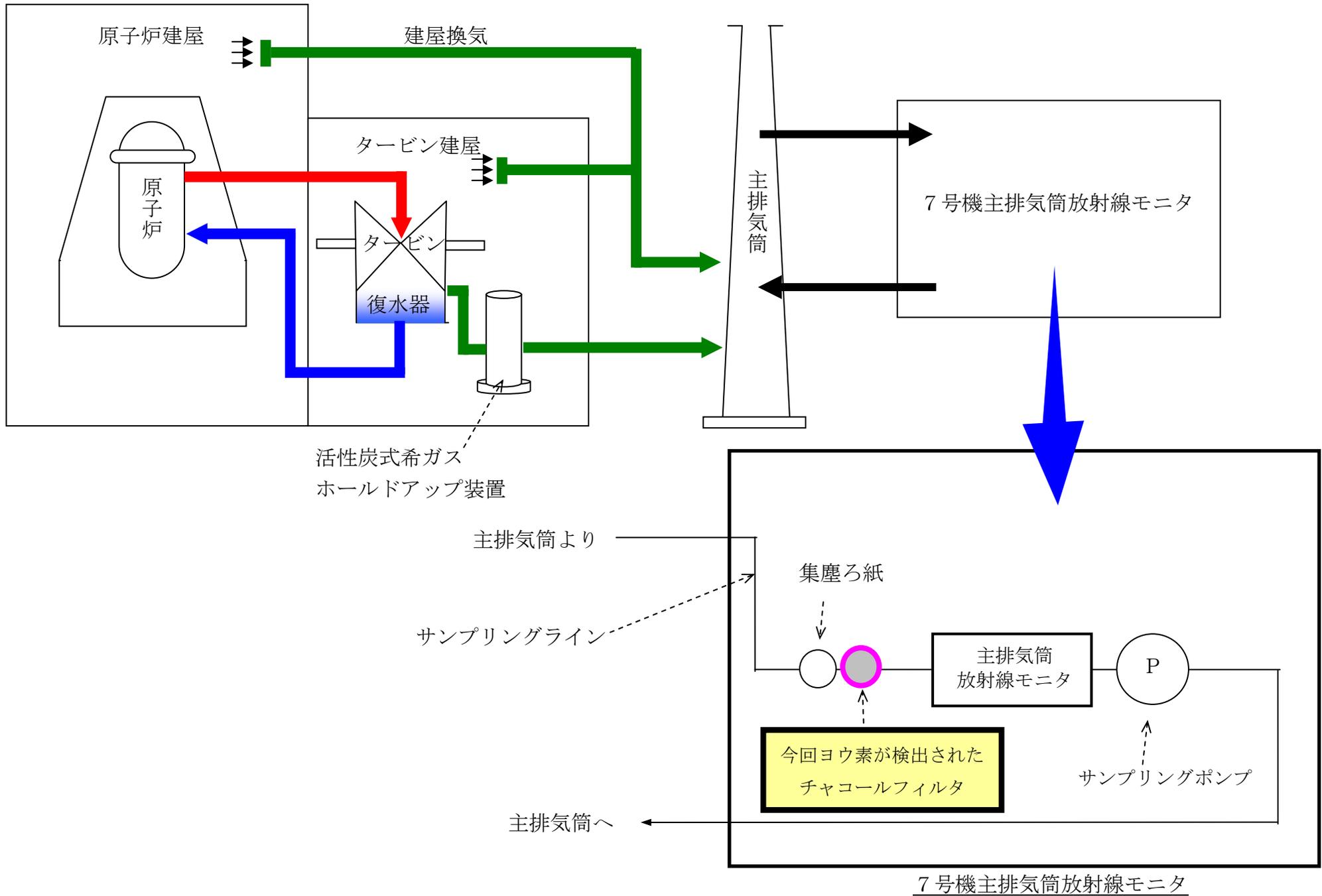


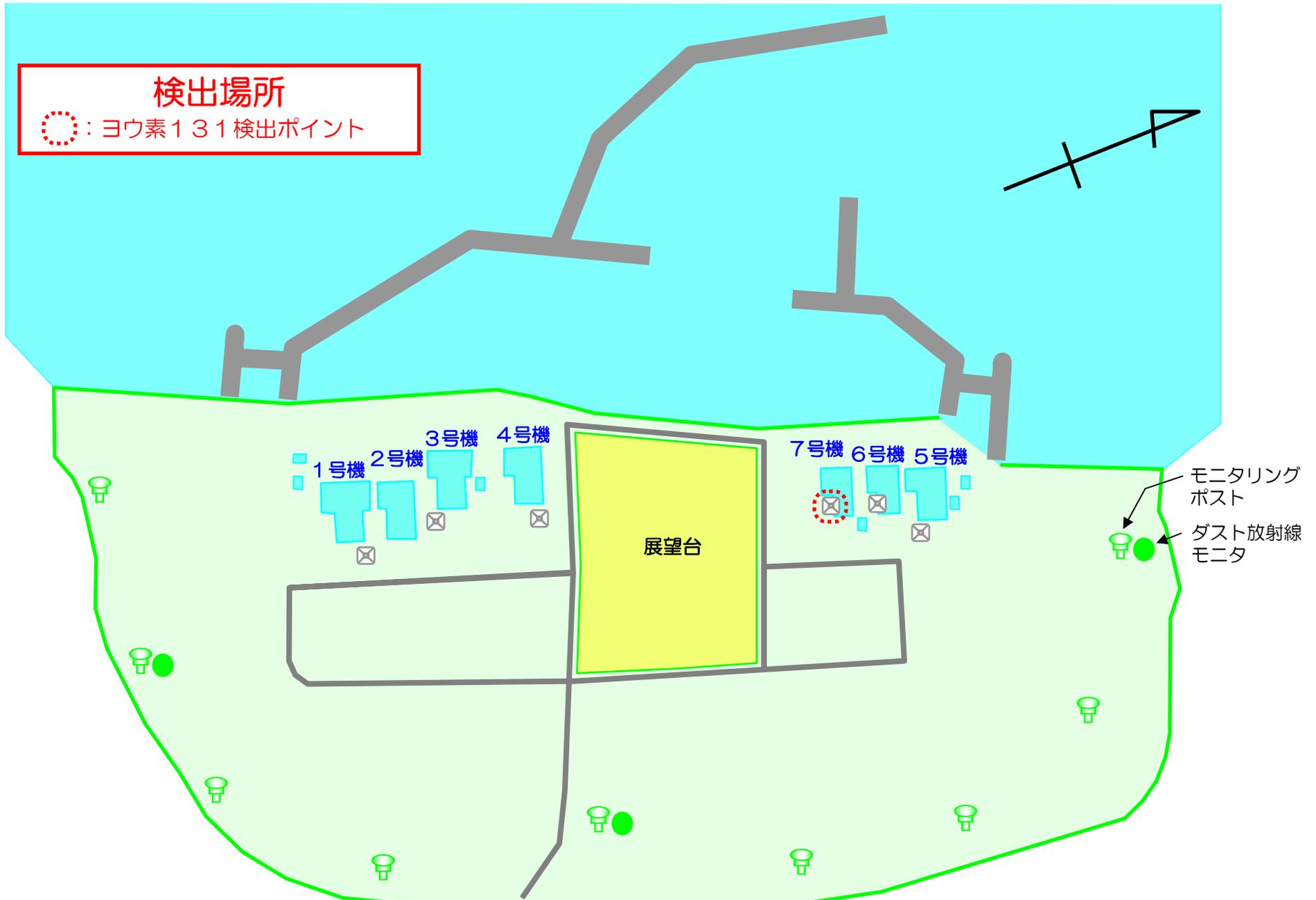
区分：Ⅲ

号機	7号機	
件名	主排気筒の定例サンプリングにおける微量な放射性ヨウ素の検出について	
不適合の概要	<p>(事象の発生状況) 定期検査中の7号機において、平成23年9月13日午後1時30分頃、週に1回実施している主排気筒放射線モニタの定例サンプリング*1において、ごく微量(6×10⁻⁹ベクレル/cm³)のヨウ素131を検出しました。 国が定める測定指針*2の測定下限濃度は7×10⁻⁹ベクレル/cm³であり、今回測定されたヨウ素131の濃度は、この指針の測定下限濃度を下回る低いレベルです。</p> <p>(評価結果) 当該測定データをもとに周辺監視区域外における濃度を評価したところ、1.2×10⁻¹⁵ベクレル/cm³であり、この値は空気中の濃度限度5×10⁻⁶ベクレル/cm³(告示濃度*3)に比べ約42億分の1と極めて低い値です。 また、今回確認されたヨウ素から受ける放射線量は、7×10⁻⁹ミリシーベルトであり、自然界から1年間に受ける放射線量2.4ミリシーベルトの約3億分の1であり、胸のエックス線検診(1回)で受ける放射線量(0.05ミリシーベルト)と比べても十分低い値です。</p> <p>(外部への影響) 7号機の主排気筒放射線モニタや発電所敷地境界に設置された空間線量率を測定するモニタリングポストの指示値に変動はなく、発電所周辺環境への影響はありません。</p> <p>*1 主排気筒放射線モニタの定例サンプリング 主排気筒のサンプリングラインに設置したフィルタに、気体状の放射性物質が付着していないか確認するため、週一回の頻度で定期的な測定を実施している。 今回検出されたヨウ素131は、平成23年9月7日～13日の間設置していたフィルタの測定で検出されたもの。</p> <p>*2 測定指針 環境に放出される気体廃棄物および液体廃棄物中の放射性物質の放射線を測定するための標準的な方法を定めた指針。</p> <p>*3 告示濃度 「実用発電原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示」(この濃度の空気を1年間呼吸し続けた場合に受ける線量が一般公衆の1年間の線量限度1ミリシーベルトに相当する濃度として定められている。)</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>他の号機の主排気筒の定例サンプリングではヨウ素が検出されていないことから、今回検出されたヨウ素は福島第一原子力発電所由来ではなく、7号機の定期検査においてわずかに放出されたものと推定しております。 7号機では漏えい燃料集合体を確認されており、定期検査にあたってはヨウ素の放出防止対策を講じておりますが、今後、ヨウ素が検出された原因について調査いたします。</p>	

主排気筒放射線モニタの概要



柏崎刈羽原子力発電所 放射性ヨウ素の検出箇所



柏崎刈羽原子力発電所 屋外